

答 申 第 6 号

平成24年1月16日

芦屋市選挙管理委員会 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に

基づく諮問について（答申）

平成23年7月20日付け芦選管第516号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

平成19年，平成23年執行芦屋市長選挙に関する山中健氏の選挙運動費用収支
報告書及び選挙事務員等届出書に関する公開請求についてなされた平成23年6
月20日付け公文書部分公開決定処分（芦選管第392号）に対する異議申立てに
関する諮問

第1 本審査会の結論

本件公開請求に対し、芦屋市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が、部分公開決定処分を行ったことは妥当である。

第2 異議申立ての理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成23年6月7日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、本件公開請求を行ったことに対し、実施機関が平成23年6月20日付け芦選管第392号で行った部分公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 平成19年分の選挙運動費用収支報告書及び選挙事務員等届出書について、平成23年分では公開されていた個人名と住所が非公開とされたが、公開するよう求める。
- (2) 公職選挙法第192条では、選挙運動費用収支報告書を選挙管理委員会が受理した日から3年間は何人も閲覧請求が可能であると定めており、平成19年の選挙運動費用収支報告書については閲覧可能な3年を過ぎているため公職選挙法は適用されないとして、実施機関より公文書部分公開決定処分がなされているが、総務省選挙課に確認したところ、公職選挙法では3年を過ぎれば閲覧ができなくなることや、非公開となることまでは定めていない。したがって、積極的に開示すべきであると考える。
- (3) 上記理由を踏まえ3年間閲覧請求可能であった文書が、3年を1日でも過ぎれば市民に公開されなくなるということは、納得できない。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書において主張している内容は次のように要約される。

公職選挙法第192条は何人も選挙運動費用収支報告書の受理された日から3年間閲覧できると規定している。

平成19年の選挙運動費用収支報告書及び選挙事務員等届出書については、受

理日から3年を経過しているため、同法は適用されず、条例第7条第1号ただし書アの規定には該当せず、住所、氏名を条例第7条第1号の個人情報に該当するものとして非公開とした。

第4 審査会の判断

異議申立人は、公職選挙法第192条が定めている3年を1日でも過ぎれば市民に公開されなくなるということは納得できない旨を主張している。これは、公職選挙法による閲覧期間が経過した後も、その閲覧に供された情報は、情報公開制度においても、条例第7条第1号ただし書ア（以下「ただし書ア」という。）の「法令、他の条例若しくは規則等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開すべきであるということの意味するものと解される。他方、実施機関は、平成19年選挙運動費用収支報告書は公職選挙法に基づく閲覧期間が終了していることを理由として、ただし書アには該当しない旨主張している。

ただし書アの「公にされ.....ている情報」とは、現在住民がそれを知り得る状態に置かれているものを言うが、本件公文書は現在住民が閲覧できる状態ではないため、「公にされ.....ている情報」とは言えない。したがって、平成19年選挙運動費用収支報告書の「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「氏名又は団体名」欄記載の個人の氏名及び住所は条例第7条第1号の個人情報に該当し、かつ、ただし書アの適用を受けない。

また、平成19年選挙事務員等届出書については公職選挙法上閲覧規定等が存在しないため、個人の氏名及び住所も、条例第7条第1号の個人情報に該当し、かつ、ただし書アの適用を受けない（ただし、これらの個人の氏名及び住所は、平成19年選挙運動費用収支報告書にも記載されているので、その閲覧期間中は、「公にされ.....ている情報」であり、ただし書アの適用を受ける）。

よって、平成19年の選挙運動費用収支報告書及び選挙事務員等届出書中の個人の氏名及び住所を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月20日	諮問書の受理
平成23年 7月22日	第1回審議
平成23年10月27日	第2回審議
平成23年11月14日	第3回審議
平成23年12月12日	第4回審議
平成24年 1月16日	第5回審議